

社 会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

夫に法律婚の妻と事実婚の妻がある場合において夫の死亡による遺族給付の請求が法律婚の妻に認められなかった事例（内藤訴訟上告審判決）

最高裁判所第1小法廷昭和58年4月14日判決（昭和54年（行ツ）第109号遺族年金却下取消請求事件）

I 事実の概要

1. 上告人X女（原告、控訴人）は、農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号。以下「本件共済組合法」という。）第14条に規定する組合員訴外A男の戸籍上の妻であるが、A男が昭和43年8月4日死亡したことにより、同法第46条の規定に基づき昭和45年6月2日遺族給付の請求をしたが、被上告人Y（農林漁業団体職員共済組合、被告、被控訴人）は同年11月30日その請求を却下する旨の決定（以下「本件却下決定」という。）を行なった。

そこでX女は、昭和46年1月22日農林漁業団体職員共済組合審査会に対し審査請求を行なったが、同審査会は同年3月22日審査請求棄却の裁決を行なった。

2. そこでX女は、本件却下決定の取消しと遺族給付の支給を求めて東京地方裁判所に出訴した（昭和46年（行ウ）第158号遺族年金却下取消請求事件）が、同裁判所民事第3部は昭和52年10月24日本訴請求を棄却するとの判決を下した。その理由は、X女とA男との婚姻関係は昭和31年12月以降事実上の離婚状態にあったため、X女は本件共済組合法第24条第1項という遺族給付を受けるべ

き「配偶者」に該当せず、またA男の「死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた」とは認められないというものであった。

3. そこでX女は、原判決の取消し、本件却下決定の取消しおよび遺族給付の支給を求めて東京高等裁判所に控訴した（昭和52年（行コ）第72号）が、同裁判所民事第11部は第1審判決とほぼ同じ理由により昭和54年4月25日本件控訴を棄却するとの判決を下した。

4. そこでX女は、控訴審判決の取消しを求めて最高裁判所に上告した（昭和54年（行ツ）第109号）が、同裁判所第1小法廷は昭和58年4月14日本件上告を棄却するとの判決を下した。その理由は次のとおりである。

II 判 旨

1. 「農林漁業団体職員共済組合法（昭和39年法律第112号による改正後、昭和46年法律第85号による改正前のもの。以下「本件共済組合法」という。）24条1項の定める配偶者の概念は、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとみななければならないものではなく、本件共済組合法の有する社会保障法的理念ないし目的に照らし、これに適合した解釈をほどこす余地があると解されるこ

と、また、一般に共済組合は同一の事業に従事する者の強制加入によって設立される相互扶助団体であり、組合が給付する遺族給付は、組合員又は組合員であった者（以下「組合員等」という。）が死亡した場合に家族の生活を保障する目的で給付されるものであって、これにより遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、ひいて業務の能率的運営に資することを目的とする社会保障的性格を有する公的給付であることなどを勘案すると、右遺族の範囲は組合員等の生活の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、遺族に属する配偶者についても、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当であり、戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込のないとき、すなわち事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないものというべきである。」

2. 「原審は、以上の事実関係に基づき、(1)上告人とA男は、事実上婚姻関係を解消することを合意したうえ別居を繰り返しており、(2)A男の上告人に対する前記経済的給付はいずれも事実上の離婚給付としての性格を有していたとみられ、(3)更に、上告人としては昭和31年12月の別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持継続しようとする意思がなかったと認められる旨を認定したうえ、これらを総合すると、上告人とA男との間の婚姻関係は、昭和31年12月以降は事実上の離婚状態にあったものといわざるをえず、A男が死亡した昭和43年8月4日頃にはその婚姻関係は実体が失われて形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものというべきである旨判断している。原審の以上の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして正当として是認することができ、その過程に所論の違法があるとはできない。そうすると、上告人は本件共済組合法24条1項にいう遺族給付を受けることができる配偶者には該当しないものと解するのが相当であり、これと趣旨を同じくする原判決に所論の違法はない。」

III 解 説

1. 本判決は、いわゆる重婚的内縁関係にある夫の死亡による遺族給付について、法律婚の妻による請求を認めなかったものとしてきわめて注目し得る判決である。また判決理由も、社会保障法の理念ないし目的に照らして配偶者の概念を理解すべきであると述べ、また法律婚の妻であっても事実上の離婚状態にある場合には配偶者と認めないとするいわゆる事実上の離婚を認めた¹⁾点で、今後この種の問題に対する判例として大きな意味を有するものと思われる。

この判決の焦点は、社会保障法における内縁および重婚的内縁の取扱いであり、これを以下民法における取扱いの変遷をも参照しながら、社会法における制度および解釈の推移をたどってみたい²⁾。

2. 「内縁」 わが国の民法は、戸籍法の定めるところによって届け出ることによって婚姻が成立したとし³⁾、これに対し法的効果や保護を与えるいわゆる法律婚主義をとっている（民法第739条）。ところがわが国においては、慣習上の儀式を行なうことによって婚姻が成立したと考え、婚姻意思をもって共同生活を営みながら、婚姻の届出をしないため法律上の婚姻とは認められない夫婦関係が数多く存在した。このような内縁関係にある夫婦においては、とくに女性が法的に不利な状態におかれがちであったため、これを救済する判例や理論が展開され確立してきた。その最初のものは、大審院の大正14年1月26日の連合部判決であり、これは内縁を「婚姻の予約」と理論構成し、不当破棄者に損害賠償義務を認めるものであった。その後学説は内縁を婚姻に準じた関係（準婚関係）としてとらえ、法的保護を拡大することに努めた結果、現在では学説・判例⁴⁾とも、内縁について届出と不可分のもの⁵⁾を除き、法律婚とほとんど同じ効果を認めるようになっている。ただし、内縁が婚姻に準じた関係と認められるためには、夫婦関係を成立せしめようとする合意（主観的要件）と夫婦共同生活と認められるような社会的事実

(客観的要件)が必要とされる。したがって、将来夫婦になろうという合意のみで夫婦共同生活のない「婚約」や婚姻の意思のない「妾関係」、夫婦共同生活の実体のない「私通関係」と、単に届出をしないだけであとは夫婦と同じ内縁とは区別される。

このように内縁は民法上は解釈理論によって婚姻に準じた取扱いを受けるようになったのに対し、社会法上は早くから内縁配偶者を法律上の配偶者に準じて保護する立法的な解決が図られてきた。これは社会法がもともと現実の生活上の諸困難に対処しようとするものであるため、単に届出をしているかいないかという形式的なことではなく、現実夫婦として共同生活を送っているかいないかという実態に着目せざるをえなかったからである。

社会法において、最初は生計維持関係にある者という形で内縁配偶者を含ませ、後に明文をもって内縁配偶者を法律婚の配偶者と同じように取り扱うようになった。たとえば、わが国最初の社会保険立法である大正11年の健康保険法は、「被保険者ニ依り生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フ者」を埋葬料の受給資格者とし(第49条)、大正12年の工場法は、「本人ノ死亡ノ当時其ノ収入ニ依り生計ヲ維持シタル者」を遺族扶助料の受給権者にした(第15条、同法施行令第12条第3号)。その後昭和8年改正の恩給法は、「届出ヲ為サザルモ事実上婚姻ト同様ノ事情ニ在ル者」を扶助料の失権事由とし(第80条第2項)、昭和12年の母子保護法にも同種の規定が設けられた。これは失権事由として内縁関係を明文で規定したものであるが、その後内縁配偶者も明文をもって受給資格が認められるようになった。その最初の立法が昭和16年の労働者年金保険法施行令であり、「配偶者(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)」を遺族年金の受給資格者とした(第14条)。

戦後各種の社会保障法や労働法が制定されたが、その多くが事実婚を法律婚と同様に取り扱う規定を設けた。

社会保障法の代表として厚生年金保険法を取り

上げると、その第3条第2項で「この法律において、『配偶者』、『夫』及び『妻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と定義し、したがって、遺族年金の受給権者たる遺族には当然事実婚の配偶者が含まれることになる(第59条)。また、遺族年金の受給権は同法第63条第1項第2号の規定により、「婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき」に消滅するとされている。このように現在ほとんどすべての社会保障法の分野において事実婚の配偶者を法律婚の配偶者と同様に扱うという規定が設けられている⁶⁾。

行政実務上事実婚関係にある者の認定は、昭和55年5月16日付庁発第15号(以下「第15号通知」という。)により次のとおり行なわれている。

「事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること。

- (1) 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- (2) 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。」

ただし、内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、第735条(直系姻族間の婚姻禁止)または第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反するような内縁関係にある者は、これを事実婚関係にある者とは認定しないとされている。また、離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、上で述べた内縁の認定要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定されている。

3. [重婚的内縁] 重婚的内縁というのは、一方に法律婚の妻がいながら、事実婚関係が発生した場合である。この重婚的内縁が内縁として成立するためには、婚姻に準ずる関係——すなわち、主

観的・客観的要件——が備わっている必要がある。そうなると必然的に法律婚の方は主観的にも客観的にも婚姻関係が破綻している必要がある。この重婚的内縁を民法上保護すべきかどうかについて、無効説（公序良俗違反により無効とする。）や相対的有効説（当事者が重婚につき善意である場合、法律婚が事実上破綻している場合等は有効とする。）などが唱えられているが、後者が有力であり、最近の判例もこれを認めるものが出てきている。

社会法上重婚的内縁を明文で規定したものはほとんどない。したがって、これについては民法と同様解釈にまかされるといってよい。当初労働基準法施行規則第42条第1項の「配偶者」の意義に関し、「死亡労働者に法律上の妻はあるが、その妻と事実上離別し、他の女と同せいでいた場合に、その女との生活関係が夫婦と同様なものであっても、内縁の妻を含むとは、民法にいう配偶者のない場合にはかかる者をも受給権者と認め、形式婚主義の一面における欠陥をおぎない実情に即せしめるものであって、この場合は、遺族年金の受給権者は、法律上の配偶者すなわち離別中の妻である」（昭和23年5月14日付基収第1642号）と解釈し、重婚的内縁を認めない取扱いであった。しかし、その後民法における重婚的内縁を認める学説・判例の影響もあり、内閣法制局意見（昭和38年9月28日付大蔵省主計局長宛回答求意第5号）は「重婚に類似した事態」に関し、「国家公務員共済組合法2条1項2号イにいう配偶者として、共済給付を受けることができる者は、……現行法のとっている婚姻の届出主義および婚姻に関する社会一般の倫理感からいって、……届出による婚姻関係がその実態を失ったものになっているときは別として、それ以外のときは、届出による婚姻関係における配偶者と解すべきである。」と述べ、法律婚が実体を失っていれば重婚的内縁も内縁と認めうることを示唆した。

現在、厚生年金保険法等による保険給付に関し、重婚的内縁は上記第15号通知により次のように取り扱われている。

「届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻

の成立が届出により法律上の効果を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定するものとする。なお、内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚姻関係にある者とする。」

また、昭和55年5月16日付庁保険発第13号によれば、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、「①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないときや、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき等が該当する」としている。さらに、夫婦としての共同生活の状態にないというためには、「（1）当事者が住居を異にすること。（2）当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。（3）当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。」のすべての要件に該当することが必要だとしている。すなわち、相当厳格な要件の下においてではあるが、社会保険法の分野においても重婚的内縁を認める解釈がとられるようになってきた⁷⁾。

4. 本件訴訟の対象となった本件共済組合法も、遺族給付の対象者としての配偶者に内縁関係にある者を含めている。すなわち、A男の死亡当時の同法第24条第1項は、「遺族給付を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であった者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたものとする。」と規定していた。しかし、この規定からは法律婚の配偶者と事実婚の配偶者がいる場

合そのどちらに遺族年金の支給をすべきかは法律上必ずしも明確ではなく、解釈によって決めざるをえず、本件訴訟はまさにそのケースであったといえる。本判決では、事実婚の妻に遺族給付の受給権があるかどうかについては触れられていないが、判決を行なうに当たってどちらに支給するのが社会的に妥当かという比較較量が念頭にあったことは想像に難くない。

さて、本判決の判例としての価値は、第1に、社会保障法上の配偶者として、「社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた」重婚的内縁の妻を認めたこと、第2に、戸籍上届出のある配偶者であっても、「事実上離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない」ことを明らかにしたこと、第3に、「事実上離婚状態にある」という概念の意義を、「婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して将来解消される見込みのないとき」と明らかにした点にあり、しかも最高裁でこれを認めたことである。これらの点は、社会保障法が現実に営まれている生活の保障を目的としている以上、きわめて妥当な結論であり、判旨に賛成したい。しかし法律婚の妻による遺族給付の請求を棄却する本判決の理由としては、上告人X女はA男と事実上離婚状態にあったため配偶者でないと理論構成するのではなく、A男によって生計維持されていなかったとして生計維持要件で棄却する余地はあったものと考えられる（ただし、A男の警察恩給および扶助料をX女が受給していたことおよび内縁の妻であるC女が遺族年金の受給資格を得るためにはX女とA男は事実上離婚状態にあったと認定される必要があったことなどを勘案して、X女がA男と事実上離婚状態にあったと認定したとも考えられる）。

5. 最後に、重婚的内縁関係にある夫が法律婚の妻とまれに音信を交わしていた場合、法律婚の妻に少額の生活費を送っていた場合等、法律上の婚姻が事実上の離婚と同じような状態にあるかどうかの事実関係の認定がきわめて困難なものが今後数多く生じてくることが予想される。

また、重婚的内縁関係がない場合であっても法

律上の婚姻が事実上離婚と同じような状態にあるときの遺族年金の支給について、重婚的内縁関係がある場合と同様に取り扱ってよいかという問題もある。この場合においては、合意によって離婚状態となったか遺棄によってなったかの事実関係の認定が困難な場合が生ずるため、配偶者資格で論ずるのではなく、生計維持要件で問うべきであろうか。

さらに、本件訴訟の控訴審で控訴人が主張しているように、法律婚の妻と事実婚の妻が遺族給付を受けるべき順位について同順位であり、給付を等分して支給すべきであるかどうかという問題がある。これについては、法律上の婚姻関係が実体を失っていないのなら内縁関係が成立しないため法律婚の配偶者に受給権を認め、法律上の婚姻関係が実体を失っているなら事実婚の配偶者に受給権を認めるべきであり、否定的に解すべきであろう。

(注)

1) 本判決が認めた事実上の離婚に関する事実関係は、次のとおりである。

「これを本件についてみるのに、原審が認定した本件の事実関係は、次のとおりである。(1) 上告人は、昭和5年9月4日当時警視庁巡査の職にあったA男と結婚（同日婚姻届出）し、子供4人をもうけたが、昭和27年5月頃からA男がB女と親密な関係を結び、家庭を顧みなくなった結果、夫婦の仲が険悪となり、上告人とA男は昭和28年7月13日に協約書（乙第4号証の12）を取りかわし、A男は上告人のもとを去りB女と同棲するに至った。(2) 右協約書は、上告人ら夫婦間において愛情の破綻を来したので、A男は家庭を出て単独別居し、今後、双方とも相手方の生活に一切容喙しないこと、子供達は上告人が引き取り養育するので、A男は養育料を上告人に支払い、A男が受給資格を有する警察恩給を上告人に分与すること、戸籍上の地位は現在のまま持続し両名の生活上の所持品は持分により区分すること、などの条件により別居生活することを協議決定したものであった。(3) その後、上告人は昭和28年9月10日離婚調停の申立てをし、同年12月不調となったが、その頃、A男は上告人のもとへ帰り、再び、上告人及び子供達と同居するようになり、昭和29年8月には府中市貫井の都営住宅に家族全員で引越したが、この間もA男と上告人との間に夫婦の性関係はなく、A男は家庭内では孤立し、外泊することがたびたびであった。(4) その後、A男は昭和31年6月頃当時熱海市に住んでいたC女と知り合い、

親密になった。そして、同年11月21日頃再度家を出ることを決意した。その際、A男の兄D及び上告人の弟E両名が間に入って説得を重ねたが、結局、A男の家を出る決意は固く、上告人とA男は「いずれ別れよう」「そうしよう」という趣旨の応酬を重ね、到底同居の見込がなかったので、別居の前提として、末子Fが18歳になるまでのA男による養育料の支給等が協議された。その後、A男は府中市の家を出て、都内文京区西片町のG方に身を寄せ、同月28日妻との性生活会の長年にわたる欠如、家庭内の不和、虐待等を理由に離婚を希望する旨の「離婚に関する調停の御願い」と題する書面(乙第4号証の24)を作成したが、その翌々日に当たる同月30日自己の警察恩給を同日以降昭和39年11月30日まで上告人が直接受領することを承諾する旨の承諾書(乙第5号証の2)を作成して上告人に交付した。そして、その頃、子供が18歳になるまで養育料の仕送りをすることを約した。やがて、A男はC女と同棲を始め、死亡する昭和43年8月4日に至るまでC女とその連れ子であるH、Iと共に生活し、その間、一度も上告人のもとに帰り宿泊することはなかった。(5) C女と同棲を始めた後、A男は上告人との前記約束に基づいて、養育料の仕送りを続けたほか、警察恩給は昭和31年11月以降上告人に全額受領させており、また、昭和43年8月4日のA男の死亡後は右恩給はなくなり、その約5分の3に当たる額が上告人に対する扶助料として現在も引き続き支給されている。なお、上告人及びその子供達(J、F)は、昭和35年8月17日付をもってA男の健康保険の被扶養者及び税法上の扶養親族から削除され、代ってC女とその連れ子であるH、Iが同年12月14日付をもってその対象となっている。(6) C女は昭和32年頃からA男と熱海市で同棲生活を始め、約2年後の昭和34年夏三鷹市に、次いで昭和39年11月立川市にそれぞれ移り住んだが、その間C女はA男の上告人に対する前記送金を助けるため内職、派出婦等をして共に働き、2人協力して前記送金をしていた。また、前記のとおり、A男の勤務先の健康保険や税法上の扶養親族の関係ではそれぞれ妻として取り扱われていた。昭和39年2月頃、A男はC女を静岡県袋井市の自己の郷里に伴い、実母や親戚に対し、同人を新しい妻であるとして紹介した。また、昭和40年7月5日A男が上告人との間に偽造の離婚届を提出した後は、C女及びその子供達とA男との間に婚姻及び養子縁組の届出がされている。A男の葬式はC女側で行われ、遺骨もC女によって手厚く葬られた。(7) 上告人は、昭和31年11月22日頃A男と別居して以来、その子供達と生活を共にし、A男に対し毎月の仕送りを求める等の経済的要求を行ってはいるものの、C女との関係を清算して再び正常な婚姻関係に復させるべく何らの働きかけもしていないばかりか、A男の勤務先の上司であったKが昭和37、8年頃上告人に対し、A男を引き取り同居して旧に復してはどうかとの助言をしたが言を左右にしてこれに忤せず、結果的にはこれ

を断っており、また、上告人は昭和15年A男から性病を感染させられてから再三発病していたところ、昭和26年頃再発した際、医師から今後発病したならばや治療の方法がないと言われ、A男との別居をすすめられて以来、A男の申出を拒否し、上告人とA男との性関係は昭和26年頃から全くなかった。」

2) 以下の部分は、谷口知平ほか編『現代家族法大系2』有斐閣、昭和55年、我妻栄『親族法』有斐閣法律学全集、昭和36年、青山道夫編『注釈民法(20)一親族(1)』有斐閣、昭和41年、加藤一郎ほか編『家族法判例百選(第三版)』別冊ジュリスト、No. 66、昭和55年、遠藤浩ほか編『新版民法(8)』有斐閣双書、昭和56年、荒木誠之ほか編『判例社会保障法』法律文化社、昭和54年、佐藤進ほか編『社会保障法判例百選』別冊ジュリスト、No. 56、昭和52年等を参考にした。

3) 通説である成立要件説による。これに対し効力要件説は、当事者の婚姻合意ないし慣習上の儀式によって婚姻は成立し、届出はその効力発生要件とみるべきであるとしている。

4) 昭和33年の最高裁判決は、「いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということとはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係というを妨げない」(最高裁判所昭和33年4月11日判決)としている。

5) 法律上の夫婦関係(婚姻の効果)のうち、客観的・画一的な制度とされるものは、内縁の夫婦の間には適用されないとされている(我妻・前掲書、203-204頁)。たとえば、(1)氏の変更は生ぜず(民法第750条)、(2)未成年者も能力を取得せず(753条)、(3)子は嫡出子とはならず、(4)親権者は母であり、(5)姻族関係も生じない。

6) ただし、たとえば恩給法のように失権事由として事実婚関係を規定し(第80条第2項)ても、受給資格者として事実婚配偶者を認めない(第72条第1項。なお、第74条ノ2第1項参照)立法例もある。

7) ただし、たとえば国家公務員災害補償法は、事実婚の配偶者に遺族補償年金の受給資格を認める(第16条第1項)が、重婚的内縁の配偶者には認めない取扱いとなっている。すなわち、昭和48年11月1日付職厚905の第12の1の(1)は、『『事実上婚姻関係と同様の事情』にある場合には、当事者のいずれかに戸籍上の配偶者がある場合は含まれない。』旨示している。したがって、重婚的内縁関係にある夫が公務員傷病により死亡した場合、国家公務員災害補償法の遺族補償年金は法律婚の妻に支給され、国家公務員共済組合法による遺族年金(同法第92条により遺族補償年金が支給される場合、その一部が支給停止される。)は、事実婚の妻に支給されるという矛盾した取扱いとなる。解釈運用を統一する必要がある。

(ほり・かつひろ 社会保障研究所主任研究員)